

資料 17 自主事業、提案施設、民間収益施設（付帯事業）の区分

自主事業、提案施設、民間収益施設（付帯事業）の区分は以下のとおりとする。

区分	施設所有権	料金設定	使用料
自主事業	—	事業者が設定	一部、有
	施設整備は想定しない	事業者の提案に基づき設定	本区が本施設の目的内利用と認める場合を除く
提案施設	区	区条例で設定	—
	事業者の提案に基づき整備し、整備後に本施設と一体となって所有権を本区に移転する施設	利用料金を徴収する施設を提案する場合は区条例により利用料金の上限額を設定 上限額は、事業者の提案を踏まえ、本区と協議のうえ設定	本区所有の施設となるため、使用料は発生しない（提案施設で自主事業を実施する場合は自主事業に定めるとおり）
体育館内の一部を活用した民間収益施設（付帯事業）	区	事業者が設定	有
	事業者の提案に基づき整備し、区が所有権を有する施設	事業者の提案に基づき設定	世田谷区立公園条例に基づき事業者が本区に支払う
体育館外の用地の一部を活用した民間収益施設（付帯事業）	事業者	事業者が設定	有
	事業者の提案に基づき整備し、事業者が所有権を有する施設	事業者の提案に基づき設定	世田谷区立公園条例に基づき事業者が本区に支払う